

## 議案第10号

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部改正について

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、大規模災害からの復興に関する法律が施行されたことに伴い、復興計画の作成等のため本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「災害派遣手当等」の次に「の支給」を加える。

第1条中「に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された」を「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する」に、「、武力攻撃災害等派遣手当及び」を「（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては）」に、「（以下「災害派遣手当」という。）」を「。以下同じ。）の支給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年8月20日から適用する。